

第 号
年 月 日

様

野田市長

㊟

野田市家庭的保育事業等認可取消通知書

児童福祉法第58条第2項の規定により家庭的保育事業等の認可を取り消した
ので、野田市家庭的保育事業等の認可等に関する規則第8条の規定により通
知します。

- 1 事業の種類
- 2 家庭的保育事業等の事業所の名称及び所在地
- 3 認可年月日
- 4 取消しの理由

教示

- 1 この処分について不服がある場合には、この処分があったことを知っ
た日の翌日から起算して3か月以内に、市長に対して審査請求をするこ
とができます。
- 2 この処分については、上記1の審査請求のほか、この処分があったこ
とを知った日の翌日から起算して6か月以内に、市を被告として（訴訟
において市を代表する者は市長となります。）、処分の取消しの訴えを
提起することができます。なお、上記1の審査請求をした場合には、処
分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った
日の翌日から起算して6か月以内に提起することができます。
- 3 ただし、上記の期間が経過する前に、この処分（審査請求をした場合
には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して1年
を経過した場合は、審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起す
ることができなくなります。なお、正当な理由があるときは、上記の期
間やこの処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）
があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても審査請求を
することや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があり
ます。